

☆野球場の供用開始は4月1日（水）以降となります。

長谷川野球場の4月～6月利用分の申請について

通常、野球場の利用申請は、利用月の3か月前の第1月曜日（祝祭日の場合は翌日）を受付日とします。申込みが重複した場合は、抽選を行います。

ただし4月の利用分につきましては、受付期間が短いため3月18日（水）を受付日とします。また、5、6月分については3月25日（水）を受付日とします。

なお7月利用分以降の申請につきましては、「野球場の利用申請方法について」に記載の内容どおりとなります。

あらかじめご了承のうえ、お申し込みください。

なお、上記の利用者決定後、希望日に空きがある場合は、随時、先着順で受け付けをします。申請方法については、「野球場の利用申請方法について」を参照してください。